

徳島県規則第三十八号

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係規則の整備に関する規則

(徳島県労働委員会事務局規程の一部改正)

第一条 徳島県労働委員会事務局規程(昭和二十八年徳島県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「次の課」を「審査調整課」に改め、各号を削る。

第二条中「調整課」を「審査調整課」に改め、同条第六号中「あつせん員候補者」を「あつせん員候補者」に改め、同条第七号中「あつせん」を「あつせん」に改め、同条第八号から第十一号までを次のように改める。

八 労働組合の資格審査に関すること。

九 不当労働行為に関すること。

十 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定による認定及び告示に関すること。

十一 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十八条の規定による決議に関すること。

第二条に次の五号を加える。

十二 労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第四十二条の規定による請求に関すること。

十三 委員会の会議に関すること。

十四 個別労働関係紛争のあつせんに関すること。

十五 労働関係資料の収集に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、委員会の事務に関すること。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第二項中「調整課長」を「審査調整課長」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条中「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

(徳島県会計規則の一部改正)

第二条 徳島県会計規則(昭和三十九年徳島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「行う」の下に「本部及び」を加え、「及び本部」を削り、同条第七号中「管理する」の下に「本部並びに」を加える。

第五条第一項の表第一号の2及び3中「及び本部」の下に「(徳島県東海本部を除く。)」を加え、同号の6中「事務局の」の下に「副室長又は」を加え、「徳島県労働委員会事務局調整課副課長」を「徳島県労働委員会事務局審査調整課副課長」に改め、同号の7中「及び本部」の下に「(徳島県東海本部を除く。)」を加え、「又は次長(当該^か解の長が指定する者に限る。)」を削り、同号の8中「副所長」を「副本部長、副所長」に改め、同号の11中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改め、同

号の12中「本部」の下に「（徳島県東海本部を除く。）」を加える。

第二十七条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七条の二第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第二十七条の三第一項の表第一号中「副課長」を「副室長又は副課長」に改め、同表第十一号中「調整課副課長」を「審査調整課副課長」に改め、同条第二項中「常時経費及び」を削り、同条第五項中「、常時経費」を削る。

第二十七条の六中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「第二十七条第十四号」を「第二十七条第十三号」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十七条の九第一項を削り、同条第二項中「資金前渡担任者は、」の下に「別に定める」を加え、「前項の規定に準じて資金前渡金の出納状況に係る事務を処理しなければ」を「資金前渡金の出納の状況を明らかにしておかなければ」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第二十七条の六第四号」を「第二十七条の六第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十四条第一項ただし書を削り、同条第二項中「（常時経費に係る資金を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「第二十七条の六第四号」を「第二十七条の六第三号」に改め、同条第三項中「（徳島県名古屋事務所に係る事務経費については、精算調書、当該交代の日現在における資金前渡金出納計算書及び第二十七条の七第一項の規定による預金の通帳の写し）」を削り、同条第五項ただし書を削り、同条第六項中「前項本文」を「前項」に改める。

第四十五条第一項ただし書を削り、同条第二項中「前項本文」を「前項」に改める。
附則第七項中「第二十七条第十三号」を「第二十七条第十一号」に改める。
別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

一号廨^{かい}

徳島県東京本部

徳島県関西本部

徳島県南部総合県民局

徳島県西部総合県民局

別表第二中「徳島県東部県税局」を「徳島県東海本部
徳島県東部県税局」に、

「徳島県食肉衛生検査
徳島県動物愛護管理
徳島県自治研修セン
徳島県立二十一世紀

所「徳島県自治研修センター」

センターを「徳島県立二十一世紀館

に改める。

ターを「徳島県食肉衛生検査所

館」
「徳島県動物愛護管理センター」

別表第三その一の表出納局会計課の項中「徳島県食肉衛生検査所 徳島県動物愛護管理センター 徳島県自治研修センター 徳島県立二十一世紀館」を「徳島県自治研修センター 徳島県立二十一世紀館 徳島県食肉衛生検査所 徳島県動物愛護管理センター」に改め、同その一の表徳島県関西本部の項を次のように改める。

徳島県関西本部 大阪市中央区南船場三丁目	徳島県東海本部	阿波銀行 大阪支店
-------------------------	---------	--------------

「様式第三十号 資金前渡金引継書

様式目次中 様式第三十号の二 資金前渡金出納簿 を「様式第三十号 資金前

様式第三十号の三 資金前渡金科目整理簿」

渡金引継書」に、「様式第四十一号の二 資金前渡金出納計算書」を「様式第四十一号の二 削除」に改める。

様式第三十号の二及び様式第三十号の三を削る。

様式第四十一号の二を次のように改める。

様式第九十七号その一中「企画総務部広域行政担当部長」を「環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、県土整備部プロジェクト担当部長及び知事直轄組織知事戦略局長」に改め、同条第三項中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に、

「徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正」を「環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、県土整備部プロジェクト担当部長及び知事直轄組織知事戦略局長」に改める。

「徳島県収入証紙条例施行規則の一部改正」

第三条 徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に、「運転免許課阿南分室長」を「交通部運転免許課阿南分室長」に改める。

（徳島県公有財産取扱規則の一部改正）

第四条 徳島県公有財産取扱規則（昭和三十九年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

第二条第一項中「及び知事戦略公室長」を「企画総務部広域行政担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、県土整備部プロジェクト担当部長及び知事直轄組織知事戦略局長」に改め、同条第三項中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に改める。

第九条第一項第二号中「第六条」の下に「、第七条の二又は第七条の四」を加え、同条第二項第一号中「第六条」の下に「、第七条の四」を加える。

第五十五条第二項中「報告（滅失又は毀損の程度が軽微なものを除く。）する」を「報告（滅失又は毀損の程度が軽微なものを除く。）をする」に改める。

第五十六条中「を処分（取壊しを除く。）しよう」を「の処分（取壊しを除く。）をしよう」に改める。

第六十三条中「十四人」を「十七人」に改める。

第六十五条中「及び知事戦略公室長」を「、経済産業部商流・交流担当部長及び知事直轄組織知事戦略局長」に改める。

第六十八条第二項中「企業局経営企画戦略課」を「企業局経営企画課」に改める。

様式第四号、様式第五号及び様式第七号中「~~知事直轄組織知事戦略局長~~」を「~~知事直轄組織知事戦略局長~~」に改める。

（徳島県契約事務規則の一部改正）

第五条 徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三第三号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改める。

（徳島県予算の編成及び執行に関する規則の一部改正）

第六条 徳島県予算の編成及び執行に関する規則（昭和三十九年徳島県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知事戦略公室長」を「企画総務部広域行政担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長、県土整備部プロジェクト担当部長、知事直轄組織知事戦略局長」に改め、同条第三号及び第四号中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に改める。

（徳島県公舎管理規則の一部改正）

第七条 徳島県公舎管理規則（昭和三十九年徳島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号及び第二号中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改め、同項第三号中「又は知事戦略公室長」を「、担当部長（企画総務部広域行政担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長をいう。以下同じ。）又は知事直轄組織知事戦略局長」に改める。

第五条第一項中「知事戦略公室長」を「担当部長、知事直轄組織知事戦略局長」に改め、同項第三号中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に改める。

別表第一中八の項を九の項とし、二の項から七の項までを一項ずつ繰り下げ、一の項の次に次のように加える。

一 愛知県に所在する公舎

徳島県東海本部

（徳島県職員被服等貸与規則の一部改正）

第八条 徳島県職員被服等貸与規則（昭和四十年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改め、同条第二項中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に改める。

別表知事戦略公室、課、本部、東部各局、センター等又は総合県民局の項の項名中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に改め、同表徳島県東京本部の項の項名を「徳島県東京本部又は徳島県東海本部」に改め、同表企画総務部管財課の項を次のように改める。

企画総務部管財課															
作業服上・下		電話又は電気設備の保守管理業務に従事する職員		庁舎内外の警備及び整理に従事する職員										自動車の整備業務に従事する職員	
作業服上・下	作業服上・下	作業服上・下	作業服上・下	夏服上・下	盛夏服上	合服上・下	冬服上・下	外とう	ネクタイ	帽子（夏用）	帽子（冬用）	ゴム長靴	革手袋	雨衣	作業服上・下
二	二	二	二	一	一	一	一	一	二	一	一	一	一	一	四
二年	二年	三年	二年	二年	二年	三年	二年	五年	二年	三年	三年	三年	三年	三年	二年

別表県土整備部住宅課又は住宅課建築指導室の項の項名を「県土整備部住宅課」に改める。
 （徳島県物品購入審査委員会規則の一部改正）

第九條 徳島県物品購入審査委員会規則（昭和四十年徳島県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

第七条中「上席秘書幹」を「知事直轄組織知事戦略局秘書室長」に、「調整課長」を「審査調整課長」に改める。

(徳島県補償審査委員会設置規則の一部改正)

第十条 徳島県補償審査委員会設置規則（昭和四十一年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「主務部長」の下に「（企画総務部広域行政担当部長、生活環境部交通・生活安全担当部長、経済産業部商流・交流担当部長及び県土整備部プロジェクト担当部長（以下「担当部長」という。）を含む。）」を加える。

第五條中「關係部長、」の下に「關係担当部長及び」を加える。

（徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部改正）

第十一条 徳島県用度・給与集中管理特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「労働委員会事務局調整課」を「労働委員会事務局審査調整課」に改める。

第四条第一項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

別表廢（徳島県東京本部、徳島県関西本部及び警察本部に所属する廢を除く。）の項の項名中「徳島県東京本部」の下に「、徳島県東海本部」を加え、同表徳島県東京本部及び徳島県関西本部の項の項名中「及び」を「、徳島県東海本部及び」に改める。

(徳島県県有車両管理規則の一部改正)

第十二条 徳島県有車両管理規則（昭和四十二年徳島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

第二条第一号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「労働委員会事務局調整課」を「労働委員会事務局審査調整課」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改め、同条第三号中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第二十九条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 企画総務部人事課長、財政課長及び管財課長

二 生活環境部消費者政策課長
様式第十号中「企画審議部行政執行課」を「企画審議部行政執行課」に改める。

(徳島県庁舎等管理規則の一部改正)

第十三条 徳島県庁舎等管理規則（昭和四十五年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三條中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

第四条の二第二項の表万代庁舎の項中「知事戦略公室」を「知事直轄組織知事戦略局」に、「上席秘書幹」を「秘書室長」に改める。

第十七条中「企画総務部長」を「企画総務部広域行政担当部長」に改める。

(地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正)

第十四条 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和四十五年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四号中「政策調査幹、自然エネルギー事業化担当室長及び」を削り、第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第十五条 宅地建物取引業法施行細則（昭和五十六年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号その二の表中「試験田」を、「試験を」を、「試験を
に」、「野圃は、」を「野圃は、」に、「蒔」を「蒔」に、「裏面
に」、「徳島県土整備部住宅課建築指導室」を「徳島県土整備部住宅課」に改める。

(徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正)

第十六条 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「知事戰略公室」を「知事直轄組織知事戰略局」に改める。

(知事の職務を代理する上席の職員を定める規則の一部改正)

第十七条 知事の職務を代理する上席の職員を定める規則（平成十四年徳島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

「知事戦略公室長」を「知事直轄組織知事戦略局長」に改め、本則に次のただし書を加える。

ただし、政策監の代理する順序は、次のとおりとする。

一 政策監 上田紘嗣

二 政策監 朝田将

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(經過措置)

2 この規則による改正後のそれぞれの規則の様式に相当するこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

(徳島県会計規則の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正前の徳島県会計規則第二十七条第八号に掲げる経費に係る令和六年度に属する会計事務については、なお従前の例による。